



沖縄労働局発表  
平成26年12月26日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	労働基準部長 大嶋 直樹
	監督課長 橋本 泰明
	電話：098-868-4303

## 沖縄労働局「働き方改革」推進本部 の設置について

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014では、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革」の実現が掲げられ、また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」では、基本理念として「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」などが掲げられています。

こうしたことを踏まえ、沖縄労働局（局長 谷 直樹）では、沖縄県内の企業が長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けて、その取組体制を強化するため、本日、労働局長を本部長とする沖縄労働局「働き方改革」推進本部を設置いたしましたので、お知らせいたします。

（参考資料）沖縄労働局「働き方改革」推進本部の設置について

～ 平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014の内容や、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念を踏まえ、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けた取組体制を強化します～



## 沖縄労働局「働き方改革」推進本部



### 1. 構成メンバー

【本部長】労働局長

【副本部長】労働基準部長

【本部員】総務部長 / 職業安定部長 / 雇用均等室長

【オブザーバー】企画室長 / 那覇労働基準監督署長

### 2. 推進本部の実施事項

- 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ  
～企業トップのリーダーシップによる「働き方改革」の促進
- 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成  
～地域の経済社会を代表する企業のけん引による「働き方改革」の促進
- その他、働き方改革の促進のために必要な取組

### 3. 今後の予定

- 来月中を目途に第1回会合を開催し、働き方改革の促進のための取組方針を決定します。その上で、取組方針に基づいて実施に移していきます。
- 「働き方改革」の実現に向けた取組をよりよいものとするため、これ以降も、本部長が必要に応じて招集して会合を開催します。

「日本再興戦略」改訂2014（抄）～平成26年6月24日閣議決定～

第二 三つのアクションプラン

一 日本産業再興プラン

2 雇用制度改革・人材力の強化

2 - 1 失業なき労働移動の実現 / マッチング機能の強化 / 多様な働き方の実現

(1)～(2) (略)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

    ) 働き方改革の実現

    )～ ) (略)

まち・ひと・しごと創生法（抄）～平成26年11月28日施行～

【第2条】（基本理念）

まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一～三 (略)

四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六～七 (略)

